

東京都教育委員会 殿

東 京 都 知 事  
小 池 百 合 子  
（ 公 印 省 略 ）

知事の権限に属する事務の補助執行について（協議）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条の 2 の規定に基づく協議を、下記のとおり行う。

記

- 1 補助執行事務の内容  
ニューヨーク大学との交流、協力及び調整に関すること。
- 2 執行機関の事務を補助する職員  
東京都教育庁所属職員、学校その他の教育機関の長及び学校その他の教育機関の事務職員
- 3 理由  
海外大学進学への支援や国際交流の推進などグローバル人材の育成に取り組む教育委員会が、東京における教育・研究拠点展開を検討・推進する同大学との交流・協力の検討を進めることで、効果的かつ効率的な業務執行ができるため
- 4 補助執行開始日  
令和 8 年 9 月 4 日
- 5 その他  
協議成立後、新たに 1 の内容を含む「知事の権限に属する事務の委任及び補助執行について」の依命通達を行う。

【第 6 7 号議案】

令和 8 年 9 月 3 日  
企 画 部

知事の権限に属する事務の補助執行について

令和 8 年 8 月 3 1 日付け 8 総人調 59 号により協議のあった標記の件について、  
同意します。